

2017年1月12日付け要請・質問書への回答

【1】避難訓練の規模が小さすぎる

佐賀県内の避難訓練参加者数は3100人と報道されたが、短時間の「屋内退避訓練」参加者や自治体等の職員をのぞいて、実際に「避難する訓練」に参加した住民は639人だけであり、県内30キロ圏人口19万人のわずか0.3%にすぎなかった。集合場所でなぜこんなに小規模なのか市職員に聞いたところ、「混乱を及ぼすから」と答えた。

- (1) 福島事故では、最大で避難者数は何人となったか。原発から何キロ離れた地域まで避難対象地域となったか。
- (2) 福島を教訓とするのなら、30キロ圏はもちろんのこと、全県下の全住民を対象に、福島の現実を説明し、避難訓練を行うべきだが、なぜ行わないのか。

(答)

原子力防災訓練に当たっては、訓練の目的に照らしてより効果が上がるものとなるように工夫して実施しているところです。特に、住民の避難訓練については、地域住民の原子力防災意識の向上と災害時においてとるべき行動について理解を深めてもらうことを重要な目的として取り組んでいるため、できるだけ多くの住民に参加していただきたいと考えています。

そのため、毎年、これまで訓練に参加したことのない地区に参加していただくよう調整するとともに、市町とも相談し、より多くの住民参加が期待できる休日に避難訓練などの実動訓練を実施してきたところです。

今後も、さらに多くの方々に参加していただけるよう、市町や関係機関の意見も伺いながら、訓練の充実に努めてまいります。

【2】複合災害の想定が具体的に何も無い

前回の質問に対して知事は「県内で想定される地震が玄海原発に与える影響についての想定は行っていません」「具体的な原子力災害の想定はありません」と回答(2016年10月26日付)した。

県地域防災計画(原子力災害対策編)には「国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める」とあるが、県として何も検討していないことが、明らかになった。

- (3) これは、行政として職務怠慢、責任放棄ではないか。
- (4) 地域防災・避難計画の主体は国でなく、県市町村にまかされている。国の指示待ちではなく、なぜ県民を被ばくさせないために、県独自の考えを打ち出し、国に意見を言わないのか。

(答)

前回お答えしたとおり、県地域防災計画(第4編原子力災害対策)では、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努めることとしており、具体的な災害想定はありませんが、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえて

策定された国の原子力災害対策指針に基づき現在の計画を策定しているところです。

また、県地域防災計画（第4編原子力災害対策）では、第5章（複合災害対策）において、原子力災害と他の災害が複合して発生した場合の対応として、県地域防災計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況を踏まえ、特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理しているところです。

【参考】前回の質問書に対する回答（平成28年10月26日付け）

（質問事項（2）大地震との複合災害で原発事故が起きる想定について）

「佐賀県地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）」は、被害想定の基本となる考え方として「あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定する」とし、県内で起こり得る「地震・津波の被害の程度を明確化」して具体的に記述しています。たとえば「佐賀平野北縁断層帯」でマグニチュード7.5（最大震度7）の地震が起きた場合、最悪で死者4300人という想定がされています。同断層や唐津市内を走る城山南断層、伊万里市内を走る楠久断層などを震源として大地震が発生した時に、玄海原発が事故となる想定は、県原子力防災計画・避難計画においてどのようになされているのでしょうか。

（答）

御質問にあるとおり、県地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）では、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けた取り組みが肝要として、災害対策の基礎となる、地震・津波の被害想定等を設定しています。

その中で、佐賀平野北縁断層帯や城山南断層、楠久断層を対象とした想定地震による被害想定を行っていますが、それぞれで想定した地震が玄海原子力発電所に与える影響等についての想定は行っていません。しかしながら、県地域防災計画（原子力災害対策編）では、原因に関係なく、玄海原子力発電所で放射性物質の放出を伴う原子力災害が発生するという前提にその災害予防対策、応急対策、復旧対策など、必要な対策について定めています。

（質問事項（3）「最悪の想定」について）

一方で「佐賀県地域防災計画（第4編 原子力災害対策）」では「被災想定」についての記述は、「県は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める」として具体的な記述がありません。原子力災害について「起こり得る最大の想定」はどのようなものですか。

知事は、私たちの質問書への回答（本年2月2日付）の中で「原子力災害は想定外の事象が起こった場合に発生するものであり、最悪の想定について具体的な想定ができるものではない。」と回答されました。「想定外ではすまされない」ということが、3.11の甚大な犠牲から学ぶべき教訓のほうです。知事のこのような姿勢は許されません。「最悪の想定をしない」という回答を撤回すべきではありませんか。

(答)

御質問にあるとおり、県地域防災計画（第4編 原子力災害対策）では、災害の想定について、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努めることとしており、具体的な原子力災害の想定はありませんが、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえて策定された国の原子力災害対策指針に基づき、県地域防災計画を策定し、訓練の検証結果等を踏まえて毎年見直しを行っています。

また、御指摘の平成28年2月2日付け質問書に対する回答については、原子力災害の状況は様々であり、スクリーニングにおける最悪の想定を具体的にお示しすることが困難であるということをお答えしたところです。

なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、県や電力事業者、関係機関の要員を動員してスクリーニングを実施し、事故の規模やスクリーニング場所での渋滞の状況に応じて、県外からの支援要員や資機材も活用して、随時、検査列数や検査箇所数を増やし、避難に支障のないよう臨機応変に対応します。

【3】熊本地震で起きた「屋内退避困難」「通行止め発生」という事態に対処できない

「自宅が困難な場合は、避難所となる学校や役場などで屋内退避」ということだが、熊本地震では、現行の耐震基準を満たしている学校や役場でさえも損傷し、避難所として使用できない所が多数あった。

玄海町の住民避難訓練では「土砂崩れが起きたりして、集合場所まで来れるもんか」「役場周辺はかつて浸水被害があった。土砂災害危険区域に指定されている場所がある。わざわざこっちに来ないよ」などの声を聞いた。

また、玄海町と伊万里市では、避難経路上の1か所が通行止めとなって、ルートを変更する訓練が行われたが、熊本地震では一時470か所が通行止めになった。さらに状況が刻々と変わった。

(5) 県内の原発事故時の避難集合場所や避難所となっている建物について、耐震基準を満たしていない施設名を挙げていただきたい。

(6) 災害危険区域内に避難所等がある問題について、私たちも何度も見直しを求めてきたが、上記のような住民の声に答えていただきたい。

(7) 原発事故時の避難ルートで、地震などの災害により道路が通行止めになる可能性のある危険箇所はどこにどれだけあるか。

(8) 知事は訓練直後の囲み取材で「今回はあらかじめの想定があったが、突発的な事態に対応する訓練も考えてみたい」と述べた。それは、いつどのような形でやるのか。

(答)

以前の回答（平成27年4月9日付け回答）のとおり、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法では、原子力災害時の指定避難所は、想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあることが求められており、現在の避難計画で定めている避難先は、法令に即したものとなっています。

地震等の自然災害と原子力災害が複合して発生した場合、まずは、自然災害から身を守る行動をとっていただいた上で、原子力事故の進展に応じて必要な防護措置を講じることになります。

また、地震等により一部の避難経路が通れない状況が発生した場合には、迂回経路を選定し関係者による避難誘導を行い、場合によっては県外のルートを使用するなどして、通行可能な別の道路を使用して避難することとしています。なお、別の道路への誘導が困難な場合には、自衛隊等に支援を要請するなど、副次的な手段も最大限活用して避難を実施します。

さらに、屋内退避については、熊本地震のように家屋の倒壊や相次ぐ余震の発生により自宅での屋内退避が困難な場合には、市町が自然災害に備えて指定している近隣の指定避難所等の安全を確認した上で、当該施設にて屋内退避を実施していただくなど、状況に応じた対応を行うこととしています。その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震等の影響がない避難所をUPZの内外を含め選定し避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応することとしています。

本年1月27日には、佐賀県オフサイトセンターにおいて、国や関係自治体、警察、消防、自衛隊などの関係機関が参集して、こうした複合災害や突発的な事態への対応を想定した図上訓練を実施したところです。

【4】訓練や計画について住民への周知徹底がなされていない

訓練当日、30キロ圏全域で防災無線等による広報はされなかった。職員に聞くと「うるさいと言われるから」と言っていた。訓練に参加する一部の市民だけでなく、全住民に防災無線で知らせるべきである。

(9) なぜ知らせないのか。

(10) 避難時の集合場所や避難ルート、避難先等、具体的な避難計画について、ホームページや市報だけでなく、各戸に対して徹底して説明をしたのか。

(11) 避難の被ばく線量基準が、平常時の1万倍の毎時500マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$)、同じく400倍の20 $\mu\text{Sv/h}$ と法律で決められていることを、県民のほとんどが知らない。県民に周知徹底すべきではないか。

(12) 福島では6年が経とうとしているが、いまなお9万人が避難生活を強いられている。避難期間はどのくらいを想定しているか。

(13) 2012年の避難訓練では、SPEEDIによるシミュレーションを実施したところ、玄海町や唐津市の住民約50000人が南東方向へ逃げるルート上をまさに放射能が拡散していく予測結果が出た。風向きなどにより、避難したのに放射能被ばくする恐れがあることから、第二第三の避難ルートや避難場所、県外への広域避難をあらかじめ計画しておく必要がある。このことについて、県は以前、『九州・山口9県災害時相互応援協定』『関西広域連合九州地方知事会災害時応援協定』などに基づき、避難受入の要請をしていくことになる、「さらに必要な場合には国により調整される」と回答(2014年8月14日付)した。調整はどこまで進んだのか、各地区ごとに具体的に示されたい。

(答)

玄海原子力発電所の30km圏内に所在する玄海町、唐津市及び伊万里市では、それぞれの市町において避難計画が作成されており、その内容については、ホームページへの掲載や公民館などでの避難経路図や避難先の掲示、原子力防災訓練時の参加住民への説明などを通じて周知が図られているところです。

昨年10月に実施した原子力防災訓練の際にも、避難訓練等を実施する地区において、それぞれの市町から住民の方々へ訓練参加を呼び掛けるとともに、具体的な避難時の集場所や避難先など避難計画についての説明がなされたところであり、訓練以外でも、住民の方々からの要請に応じて、地区単位での出前講座などを開催されているところです。

また、県においても、避難計画の概要や原子力災害時の対応方法、避難判断の基準となる空間放射線量率等を記載した「原子力防災のてびき」を改めて作成し、本年2月から3月にかけて県内の全世帯に配布するとともに、県のホームページにも掲載しています。

なお、県の地域防災計画では、住民が覚えやすく、実行しやすい避難計画とし、避難時にできるだけ混乱なく、速やかに原子力発電所から距離をとっていただく観点から、避難先については、風向きにかかわらず、単一とすることと定めています。また、避難先においても放射線モニタリングを行い、万が一避難すべき放射線量に達した場合には、さらに二次的な避難所へと誘導することとしています。

避難計画においては、30km圏内の全住民分の避難先を確保していますが、放射線量の基準を超えて避難が必要となる地域は一定方向に限られると考えています。そのため、計画上、避難先とされていても、使用しない施設が出てくることから、万が一、避難先の地域が避難すべき放射線量に達した場合には、これらの施設を二次的な避難先として、県が調整して確保することとしています。

また、避難が長期化する場合には、できるだけ早期に仮設住宅への移行、公営住宅、民間アパート、宿泊施設等へ移ってもらうなどの対応を行います。より広範囲での避難が必要な状況になれば、「九州・山口9県災害時相互応援協定」や「関西広域連合九州地方知事会災害時応援協定」などに基づき、周辺地域に避難受入の要請を行います。具体的な調整については、その必要が生じた際に、受入要請の規模等に応じて実施することになります。

【5】放射能への危機意識が薄い避難集場所

訓練現場で参加者の多くはマスクもしておらず、防護服を着用していたのはスクリーニング会場の自衛隊員や交通誘導の警察官ぐらいだった。持ち物は男性は財布のみ、女性は小さなバック一つなど、みな軽装だった。

避難訓練を告知するチラシに描かれた家族のイラストにもマスクなどが描かれていない。「放射性物質」「放射能」という言葉すら記載がない。放射能への危機意識がなさすぎである。
(14) 住民も職員も、マスクやカッパなどの着用を、最低限の防護として徹底すべきではないか。

- (15) チラシは、どの範囲に何枚配布したのか。イラストや文言を修正すべきではないか。
- (16) 自宅屋内退避訓練の参加者数、時間、どんな訓練をしたのか。
- (17) 避難訓練の各所で「MRI」の腕章をつけた人達を見かけたが、どういう関係者か。避難の検証をしていたのであれば、その内容・結果、経費を明らかにされたい。

(答)

住民に避難訓練に参加していただいている主な目的は、地域住民の原子力防災意識の向上と災害時においてとるべき行動について理解を深めてもらうことです。

そのため、訓練に当たっては、参加住民の方々に、お住まいの地域の避難計画や避難などで屋外に出る際はマスクやハンカチ等で口や鼻を覆いできるだけ直接肌を出さない服装をするなど、避難時の注意点を改めて事前に周知し、実際にそういった注意点を踏まえて避難いただいたところ です。今後とも、より多くの住民の方々に、実際の行動に則して参加いただけるよう、市町と連携して訓練に取り組んでまいります。

また、訓練の事前周知に当たっては、緊急速報メールの配信や避難訓練等に参加いただく玄海町、唐津市及び伊万里市を対象として、約5万3千枚のチラシを新聞折り込みで2回配布したところ です。

屋内退避訓練については、玄海原子力発電所から30km圏内に所在する幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関などの施設単位で実施していただくこととし、訓練当日の実施が困難な施設については事前に訓練を実施していただいたところ です。訓練では、屋内退避の指示があったとの想定で、屋外にいる人は速やかに屋内に入り、施設内では全ての窓やドアを閉め、換気扇などの外気を取り込む装置を停止させるといった訓練を基本的にそれぞれの施設で実施いただいたところ であり、訓練時間などは施設の判断で実施していただいています。今回の屋内退避訓練では、事前の実施を含めて約2万人の方々に参加いただいたところ です。

また、避難訓練に参加いただいたUPZ(5～30km圏)の住民の方々についても、自宅等で屋内退避をしていただいた後に避難していただいております。

今回の原子力防災訓練に当たっては、訓練の実施支援及び専門的な知見を有する第三者による実施状況の評価を行うため外部委託を実施したところ であり、その業務を請け負った業者が各訓練会場において訓練の状況を確認し、評価しています。

外部評価の結果として、UPZ(5～30km圏)の住民避難訓練において、屋内退避が必要な集合場所の出入り口や窓が閉められていなかったことや肌を露出した服装の住民へのフォローがなかったこと、また、屋外で活動する職員が防護服を着装していなかったことなどの様々な指摘があったところ であり、今後の訓練において改善していくこととしています。

この訓練評価に係る外部委託の経費については、5,720,760円となっています。

【6】避難時のバスは確保されるのか

避難計画では自家用車で避難できない人に対しては県がバスを手配することになっている。

5キロ圏は「放射能放出前の避難」ということで民間事業者のバス運転手に運転を要請するが、30キロ圏は「放射能放出後の避難」ということで自衛隊などに運転を要請するという。30キロ圏の内と外で運転を自衛隊と民間とで交代するという。「自衛隊はバス事業者からどこでどのようにバスを引き継ぐのか」の以前の質問に、「運転手があらかじめ定める待機場所やバス事業所へ車両受け取りに向かい、そこから運転を行うことになる」と回答（2016年1月29日付）した。

(18) バス・タクシー協会との協定はまだ締結されていないが、いつ締結するのか。

(19) 事故時には営業運転中のバスが多数あると考えられるが、県、バス協会、各会社、運転手との間で具体的にどのように連絡をとるのか。

(20) どの地区にどの会社が向かうなどの具体的な計画を示されたい。

(21) 自衛隊とバス事業者とで、「あらかじめ定める」引継ぎ場所はどこか。

(22) 自衛隊が30キロ圏内住民を圏外まで搬送した後は再度、民間運転手に引き継ぐとしているが、その運転手は、自衛隊がピストン往復して戻ってくるまで、どこで待つのか。

(23) 大型バスを運転するには免許が必要だが、自衛隊員など誰にどのようにとらせているのか。

(24) 運転手用の防護服等はどこにどれだけ備蓄しているのか。

(25) 避難訓練時、運転手はマスクをしていなかった。事前に説明はあったか尋ねると「ここに来いと言われたから来ただけ」と答えた。民間運転手には積算放射線量1ミリを超えさせないというが、放射能に関する説明などを具体的にどの程度説明しているのか。線量はどのように管理するのか。

(26) 各事業者と運転手との間での原発事故の避難輸送に関して合意はできているのか。被ばくした場合の補償はどうなるのか。

(27) チェルノブイリでは放射能に汚染され使用できなくなったバスやヘリの置き場(墓場)がある。福島では汚染した車両はどう処分されたのか。また、玄海ではどう処分するのか。その弁償はどうするのか。

(答)

原子力災害が発生して避難が必要となった場合の避難手段としては、自家用車や各施設が自ら確保される車両による避難を原則とし、可能な範囲で乗り合わせをしていただくこととしています。また、自家用車の避難が困難な方については、市町が所有する車両のほか、市町の要請に基づき県が県バス・タクシー協会や自衛隊などに支援を要請して確保するバスによって避難していただきます。

避難用バスの確保について、県バス・タクシー協会の理解は得ており、6月6日に具体的な要請手順や損害補償等を定めた「災害時における緊急輸送に関する協定」を締結したところであり、自衛隊に住民避難の支援を要請する場合には、大型車両の運転免許を取得されている隊員にバスを運転いただき、30km圏外の避難退域時検査場所で民間事業者のバスに乗り換えていただくこととなります。

防護服や個人線量計等の資機材については、30km圏内の玄海町役場、唐津市役所・支所、伊万里市役所及び県唐津総合庁舎に防災関係者のために備蓄しているところであり、これらの備蓄場所や物資集積拠点でバスの運転手に資機材を配布し、住民避難における輸送支援時の線量について管理することとしています。

【7】最も配慮すべき要援護者の避難

5キロ圏内の特別養護老人ホーム玄海園では、今年度も昨年度も自衛隊が避難訓練開始前に到着していた。また職員らが要援護者役を演じ、バスにスムーズに乗り込むなど困難な状況を想定していなかった。

(28) 県は老人福祉施設協議会とは協定を結び、二週間程度の一次避難については決まったというが、原発事故の避難は長期化する。二次避難先がまだ決まっていないとの不安の声を聞くが、いつ決まるのか。

(29) 施設職員に対して放射能についての研修はどのように何回行ったのか。

(30) 在宅の避難行動要支援者は5キロ圏で玄海町174人、唐津市290人。5～30キロ圏で玄海町106人、唐津市6945人、伊万里市2940人、合計9991人となっている。「要支援者」にはどういう方が含まれているのか、定義を明らかにされたい。妊婦らは入っているのか。

(31) 通院者や妊婦らに対して、原発事故時にどのような支援・対応をしたらいいのか、病院長らに徹底しているのか。

(32) 人数は毎日変動するが、どのように把握し、計画に反映させているか。

(33) 30キロ圏の要支援者9991人のうち5904人が支援者が決まっているという。4割もの方が支援者がいない。どうするのか。

(答)

原子力災害時における高齢者福祉施設の避難計画については、それぞれの施設で策定されており、県と佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県介護老人保健施設協会との間で、それぞれ高齢者福祉施設の入所者の避難が必要になった場合の応援協定を締結しているところです。

各施設で策定している避難計画の避難先は、2週間程度を目途とした一時避難先であり、避難が長期化した場合の二次避難については、現在、県の考え方を示しながら、佐賀県老人福祉施設協議会と協議しているところです。

県では、毎年度、県内の市町職員、30km圏内の小中高校や福祉施設の職員等を対象に原子力災害に関する基礎的な知識を習得していただくための研修会を開催しており、高齢者福祉施設の職員の方々にも参加いただいています。

「玄海地域の緊急時対応」に記載している在宅の避難行動要支援者の人数については、それぞれの市町で作成している「避難行動要支援者名簿」を元に把握しているところであり、要介護認定を受けられている方や身体障害者1、2級の方で第1種の身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみの方は除く）の方などが登録されています。唐津市においては、登録の希望があり、支援が必要と認めた妊産婦についても名簿に登録されることになってお

りますが、希望されていない妊産婦や玄海町及び伊万里市の妊産婦については、避難行動要支援者名簿に登録されていないため、「玄海地域の緊急時対応」の避難行動要支援者の人数には含まれていません。

また、避難行動要支援者の人数等については日々変化するものであり、「玄海地域の緊急時対応」においては、避難行動要支援者の避難対策を検討するためにその規模感を把握したところです。実際の災害対応に当たっては、その時々々の避難行動要支援者名簿等を元に対応することになります。この避難行動要支援者名簿については、災害時に消防、警察、自治会、自主防災組織、民生委員など、避難支援関係者が共有し、避難情報の伝達や避難支援活動に活用されることになっており、支援者が決まっていない方については、これらの避難支援関係者で避難を支援します。

【8】児童の保護者への引き渡し訓練

生徒300人の玄海小学校で、初めて生徒の保護者への「引き渡し訓練」が行われた。玄海原発30キロ圏の学校では事故が起きたら、すぐに親に迎えに来てもらうというのが基本となっている。訓練では300人のうち約50家庭の保護者が来たということだが、突然の事故時にはどれだけ親が迎えに来られるだろうか。

(34) 保護者、子ども達からどんな意見が出ていたか。

(35) 引き渡し訓練はこれまでに何校、何人を対象に実施したのか。それは30キロ圏の何%か。すべての学校でやるべきではないか。

(36) 避難指示が出たら、残る生徒たちは親を待たずにバスで避難となるが、親にはどう連絡するのか。

(37) 玄海小は原発からわずか5キロ強に位置しているが、訓練中、校舎のドアは開けっぱなし。教職員は普段の恰好、マスクは誰もつけず。放射能測定器も学校に備わっているのに、まったく使わず、だった。訓練時の放射能濃度はどのような想定だったのか。放射能があっという間に襲ってくることは想定しないのか。

(答)

今回の原子力防災訓練において、初めて児童生徒の引渡し訓練を玄海小中学校で実施したところであり、小学部の児童約60名とその保護者約40名に訓練に参加いただいたところです。

今回の訓練では、主に児童生徒の引渡し手順を確認したところですが、訓練参加者などからは、引き渡しカードに記載されていない方が迎えに来た場合の対応において、引渡しの間違いないよう確認する手段を確保した上で、更なる迅速化の検討が必要といった意見や保護者の来校が集中した場合の車両の誘導や引渡しの対応を確認するためにも、規模を拡大させた訓練が必要などといった気づきや意見が寄せられたところです。

また、保護者への情報伝達については、学校で運用されている一斉メールや緊急連絡網、市町の防災行政無線、ケーブルテレビの行政放送などにより行うこととしています。

なお、今回の児童生徒の引き渡し訓練については、放射性物質の放出前である警戒事態の対応として訓練したところであり、マスクの着用等は行っていません。

【 9 】安定ヨウ素剤は事前配布が絶対必要

(38) 佐賀県は、国の方針にのっとり、高齢者や障害者に対しては 5 キロ圏外でも事前配布を検討するというが、すべての住民に対して、事前配布と説明をすべきではないか。県独自に行う考えはあるのか。

(答)

県としては、原子力発電所からの距離に関わらず、原子力災害対策にかかわる科学的、専門的な事項については、県が独自に判断するというより、国が示す指針等の考え方に基づいて行う必要があると考えております。

これまでに、指針に基づき、PAZでの事前配布やUPZでの安定ヨウ素剤の備蓄をしているのに加え、今後、UPZ内で緊急時に受け取りが困難と考えられる高齢者や障害者などの住民を対象に事前配布することを検討しています。

(39) 県は前回、ヨウ素剤について「原子力災害という非常に限定された事態」「非常に限定された条件下でのみ使用される」から、事前配布しない方がいいと回答(2016年1月29日付)した。福島では一度の事故で取り返しのつかないことになった。原発事故はたった一度でも起きたら完全収束は不可能なものである。今なお、原子力安全神話の世界にいるような、こうした認識を持つことは重大な誤りだ。撤回を求める。

(答)

県の基本的な考え方は前回回答のとおりです。

5キロ圏外については、原子力災害対策指針等に沿って、緊急時に配布できる体制を整備するとともに、UPZ内で緊急時に受け取りが困難と考えられる高齢者や障害者などの住民を対象とした事前配布の検討を進めるなど、今後も配布体制の充実に取り組んでいきます。

【平成 27 年 10 月 9 日付け質問】

元質問【 2 】原子力災害対策指針改訂版について（安定ヨウ素剤）

(2) 規制委の資料では 30km 圏外では「安定ヨウ素剤の準備は不要」とまで書いています。知事は「国の指針の中では、30 キロ圏外でも安定ヨウ素剤の服用などの防護措置が必要となる場合があるとされている」と回答されていますが、なぜ不要になったのですか。そもそも、短時間で服用しなければ効果のないヨウ素剤を、放射能放出のどの時点でどのような指示・判断で服用させることとしていますか。

(3) 30km 圏外では、妊婦・乳幼児・子ども達への特別な防護措置も示されていません。特別な措置が必要ではないですか。

(再質問)

回答では、UPZ 外において「プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない」とされていますが、間に合わないからこそ、30 キロ圏内外の全県民に事前配布する必要があります。あわせて、SPEEDI による予測は効果的に服用する上で極めて有効です。

現在、安定ヨウ素剤の事前戸別配布は 5 キロ圏内だけとなっていますが、なぜ 5 キロ圏

外の全県民に対して配布しないのですか。

副作用や誤用の心配もされていますが、どこに避難するのかという基本的な事柄を県民一人ひとりに周知する中で、ヨウ素剤についても丁寧に説明していけば事前戸別配布は効果的な防護措置になるのではないですか。

【前回回答（平成 28 年 1 月 29 日付）】

安定ヨウ素剤については、福島第一原発での事故の教訓等を踏まえ、事故後に策定された原子力災害対策指針において、原発から 5 キロメートル圏内については、原子力災害時には、予防的に早い段階で住民の一斉避難とあわせて安定ヨウ素剤の服用をすることとなっているため、説明会の実施や医師の診断をしたうえで、事前配布することとなったものです。

安定ヨウ素剤は、通常は、医師の診断のもと、治療等に必要な方にのみ使われる医療用の薬品であり、また、

- ・原子力災害という非常に限定された事態においてのみ使用するもの
- ・原子力災害時に放出される放射性ヨウ素以外の他の放射性核種には効果がない
- ・放射性ヨウ素による外部被ばく、内部被ばくが考えられるが、その中でも、放射性ヨウ素を吸引等により体内に取り込んだ場合における甲状腺の内部被ばくの防止にのみ効果があるものという非常に限定された条件下でのみ使用されることを考えると、平常時には、公的機関で管理し、原子力災害時の真に必要な場面で、住民に配布し、服用してもらうことが望ましいと考えています。

そのため、県としては、5 キロ圏内を除いては、事前配布を行うのではなく、原子力災害発生時に確実に配布できるような体制を充実させ、また、安全に服用していただけるよう、周知、啓発を進めていく必要があると考えています。

(40) 事前配布は、ひたちなか市や篠山市などが先進的に取り組んでいる。県も照会したとのことだが、いつどんなことを聞いて、参考点や課題は何だったか明らかにされたい。

(答)

茨城県ひたちなか市や兵庫県篠山市について、PAZ 外での事前配布事例について情報収集する中で、配布方法や予算額等について伺いましたが、佐賀県として、両市での事例を直接的に参考にはしていません。

(41) 以上を踏まえて、5 キロで線引きする理由は何か示していただきたい。

(答)

原子力災害対策指針では、「原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。」とされており、「原子力施設から概ね半径 5 km」を予防的防護措置を準備する区域（PAZ：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域）としています。

このPAZにおいては、全面緊急事態に至った場合、即時避難を実施するため、安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から安定ヨウ素剤を事前配布するよう規定されています。

県としては、原子力発電所からの距離に関わらず、原子力災害対策にかかわる科学的、専門的な事項については、県が独自に判断するというより、国が示す指針等の考え方に基づいて行う必要があると考えており、指針に従って5キロ圏内に事前配布を実施しています。

(42) 服用指示は誰が判断するのか。「具体的基準はない」と国は答えた。県は具体的にどう判断し、指示するのか、住民の耳に届くまでの流れを示されたい。

(答)

服用指示の判断は、原子力規制委員会の判断に基づいて、避難指示に合わせて、国の原子力災害対策本部が県や地元市町に配布・服用の指示を出し、県や地元市町が住民に配布・服用の指示を出すこととなります。

県や地元市町が住民に配布・服用の指示を出す場合は、テレビ、ラジオなどの報道、ホームページ、防災行政無線や緊急速報メール、広報車といったあらゆる媒体を利用して、服用指示を住民に知らせることとしています。

(43) 30キロ圏外から救出に行く人も含め、自治体職員や運転手用のヨウ素剤はどこにどれだけ備蓄しているのか。

(答)

防災業務関係者用の安定ヨウ素剤としては、各自治体、消防本部、県警本部において、26,000丸を備蓄しています。

また、必要に応じて、緊急時に、全国5か所の備蓄ポイントから県庁等に搬送されるヨウ素剤を活用します。

【10】甘すぎるスクリーニング(放射能汚染検査)・除染

避難訓練では今年も県内では1ヵ所のみ、伊万里市大坪地区の住民避難の途中にある杵藤クリーンセンターで行われた。

(44) スクリーニング・除染は放射能災害からの避難に不可欠である。なぜすべての訓練参加者に実施しないのか。

(答)

訓練については、市町と協議のうえ、住民や多くの関係機関の協力のもと、十分調整を行ったうえで実施しており、時間や人員の制約があるため、全住民、全車両を対象にするのではなく、市町において調整された特定の地区の住民を対象に避難退域時検査を実施しています。

訓練の中では、限られた時間のなかでできるだけ訓練効果を上げるため、避難先の避難

所において、市町独自にプログラムを企画・実施するなど、避難退域時検査以外にも取り組みがなされており、そうした点にも考慮したうえで、関係機関などと全体の訓練時間や内容を調整しているところです。

今後できるだけ多くの方に参加いただけるよう検討していきます。

(45) 計画では検査場所が7カ所から12カ所になった。それぞれの場所の敷地広さ、検査を受け入れる車の想定台数と想定人数はいくらか。計画図面も示されたい。

(答)

概ね30m×9mを1レーンと仮定し、各避難待機時検査場所で、最大で以下のレーン数を設定することを想定しています。

| 箇所 | 最大レーン数 |
|----------------------------|--------|
| 多久市陸上競技場(多久市、国道203号) | 16 |
| 佐賀市富士支所(佐賀市、国道323号) | 2 |
| 佐賀県立森林公園(佐賀市、国道207号) | 5 |
| さが競馬場場外馬券売り場(佐賀市、国道263号) | 14 |
| 杵藤クリーンセンター(武雄市、国道498号) | 2 |
| 武雄市役所北方支所(武雄市、国道34号) | 3 |
| 武雄市役所山内支所(武雄市、国道35号) | 2 |
| 有田中央公園(有田町、国道202号) | 10 |
| 歴史と文化の森公園隣接駐車場(有田町、国道202号) | 3 |
| 基山総合公園(基山町、県道17号) | 10 |
| 白岩運動公園(武雄市、国道34号) | 15 |
| 蟻尾山公園(鹿島市、国道207号) | 2 |

それぞれの検査場所で想定される車両台数や人数は、事故時の避難指示の範囲や道路の状況、検査実施期間等により異なるため、一概に想定することは難しいと考えており、レーン数については緊急時の検査状況等に応じて柔軟に増減させていく必要があると考えています。

(46) 国のマニュアルでは検査場所は「原発30キロの境界周辺(境界から概ね数キロメートルの範囲)」と定められている。新たに示された場所である基山総合公園は玄海原発から65キロ、佐賀県立森林公園は50キロなど、30キロから相当離れたところに位置する。マニュアルに違反しているのではないか。放射能を拡散することになるのではないか。

(答)

国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では、「検査場所は、それぞれの地域の実情等を踏まえ、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの場所」となっています。

(47) マニュアルでは「車両や住民の移動を一方通行とする」となっているが、訓練では同じ所を出入り口にしていた。これではせっかく除染しても、再度汚染されることになるのではないか。

(答)

杵藤クリーンセンターでは、同じ門から出入りするようになっていましたが、出入りする車両で車線は別車線となっており、一方通行となるよう設定していました。

(48) 車両検査では、表面汚染検査用の放射線測定器を用いた場合、「手の届く高さや可能な範囲で、はしごを使用した高所作業等を行わない」とした上で、タイヤとワイパー部を検査することになっている。屋根やボディ底部など手の届かない部分が汚染されていたらどうするのか。

(答)

国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では、タイヤとワイパー部を指定箇所として検査する理由として、以下のとおり示されております。

・「警戒区域から持ち出された車の整備市の外部被ばく線量評価に関する調査報告書(独立行政法人原子力安全基盤機構 JNES-RE-2011-0003)」によれば、放射性物質の付着しやすい部位は、「車の外部と内部のエンジンルーム部に大別され、車の外部ではワイパー、タイヤ、ドア部パッキン等であり、車の内部はラジエータ、エアフィルタ、ワイパーによる排水口雨どい等」と確認されています。従って、ラジエータ部なども指定箇所の一つとなりえますが、避難と検査の迅速性を重視し、また、手で直接触れる場所ではないことを考慮して、(タイヤ部)、(ワイパー部)を指定箇所としました。

(49) 県はゲート型モニターを4台保有しているということだが、どこに配備しているのか。

(答)

現在、好生館敷地内の県の倉庫に10台保有しています。

(50) ゲート型モニターの場合はゲートを通過させた後は、タイヤ検査はなしで、ワイパー部の検査だけで終了する。タイヤの汚染は検出できるのか。

(答)

タイヤ部はゲート型モニターにより検査しています。

(51) 今年の訓練では、車の除染に粘着式カーペットクリーナー"コロコロ"が使われていた。コロコロでの除染は、放射線量をどのくらい落とすことができるのか。その効果は検証したのか。

(答)

昨年の訓練では、自衛隊が自らの福島事故対応での経験から、特にタイヤ部分の溝の汚染に配慮して、洗車用ブラシと粘着カーペットクリーナーを使って除染を行っていたものと聞いています。

国のマニュアルでは、濡らしたウェス等による拭き取りが基本となっており、今後の訓練では、その点に留意して訓練を実施していくようしていきます。

(52) 住民の検査・簡易除染はマニュアルで「屋内で行うことが原則」とされているが、訓練では屋外のテントで行われていた。外気は放射能で汚染されている可能性があり、屋内実施を徹底すべきではないか。

(答)

住民の検査・簡易除染は、国のマニュアルでは、「仮設テントを用いて屋外で検査及び簡易除染を行うこともできます」とされています。

(53) 住民の簡易除染で、拭き取りでも線量が落ちない場合は流水を利用するというが、訓練会場ではシャワー設備がなかった。どのように確保するのか。

(答)

避難退域時検査場所では、住民検査の結果、基準値を超える場合には、脱衣及びふき取りによる簡易除染を行います。

それでも基準値以下にならない場合には、流水除染が行える検査場所や医療機関等に移動して流水除染など必要な措置を実施します。

住民除染用として、今年度、除染シャワーを4台購入することとしており、その他にも、自衛隊や日本原子力研究開発機構、他県などの支援により、使用した流水を回収可能なシャワー設備等を設置し、必要に応じて、流水除染ができるようにしていきます。

(54) 衣服が汚染されたために必要となる着替え用の衣類はそれぞれの場所で何人分備蓄されているか。

(答)

災害に備えた衣類としては、佐賀土木事務所、杵藤保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所などに計1,600着備蓄されているほか、民間事業者との災害時における物資の調達に関する協定に基づき、必要に応じて調達していきます。

(55) 検査・除染証明書の発行はしないのか。福島では証明書を提示しないと、コンビニやホテルで入店、入室を拒否されたりした実例があった。

(答)

国のマニュアルでは、「検査場所を通過した際に、通過年月日、検査場所、発行者名等を記載した通過証を交付」することとされており、県でもそうした通過証を交付することとしています。

平成27年度、平成28年度の訓練でも交付しています。

(56) スクリーニング・除染の必要性を周知徹底しない現状では、検査場所を通らずに避難する人が当然出てくるだろうが、そういう人達にどう対応するのか。

(答)

スクリーニング・除染の必要性については、県内全戸に配布し、ホームページにも掲載している「原子力防災のてびき」や原子力防災などを通じて周知を進めているほか、緊急時には、避難経路上において、交通誘導により通過車両に対して検査場所の通過を呼び掛けます。

それでも、検査場所を通過せずに避難された方については、最寄りの検査場所に行って検査を受けてもらう場合もあります。

(57) 県は「避難住民への健康調査については避難後に実施することになっている」と回答(2016年1月29日付)した。福島県では「県民健康管理調査」が行われたが、住民の当然の権利を無視し、本人にもその結果が知らされなかった。もし事故が起きたら、佐賀県は本人への結果報告はするのか。

(答)

福島県の担当課に確認しましたが、該当するような事実は確認できませんでした。避難住民に対する健康調査の結果については、本人に通知するものと考えています。

(58) そもそも福島の事故前は除染の基準値は1万3000cpmだったが、福島第一原発1号機の爆発後、10万cpmにまで引き上げられた。その後、国の指針は4万cpmとなった。これは表面の汚染密度で1平方センチあたり120ベクレルであり、「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」4ベクレルの30倍である。事故が起きたら、基準や法令がどんどん緩められ、改悪されているのが原発だ。県民の命の安全が脅かされることに対して、県として憤りを覚えないのか。

(答)

放射性管理区域からの持ち出し基準は、平常時に放射性物質を管理するものに対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外には存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非常に厳しい値に設定されています。

一方、避難退域時検査の基準となるOIL4の基準は、原子力災害時に、放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮したうえで、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために、実効的なレベルで除染を講じるための基準です。

その設定に当たっては、福島第一原発での事故の際の状況や対応に係る教訓を踏まえ、実効的な防護措置を実施するための判断基準として設定されたものです。

原子力規制庁は、「原子力災害対策指針(改訂原案)に対する意見募集の結果について(平成25年2月27日、原子力規制庁)」の中で、除染等の基準となるOIL4について、以下のように説明しています。

- ・ 今回のOILの設定に当たっては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の際の状況や対応に係る教訓を踏まえ、実効的な防護措置を実施する判断基準として適切なものとなるよう検討を行っています。
- ・ OIL4については、今般の事故で行われたスクリーニングと、その結果を受けた除染等の措置の状況等を踏まえて、スクリーニング及び除染を行う人員や設備の制約も考慮して実効的なものとなるよう定めています。具体的には、実際に運用された10万cpmという基準によって、除染が必要とされた対象者が限定的であったことを踏まえ、より低い基準とすることが適切と考えているものです。また、本指針のOIL4の水準は、国際基準文書であるIAEAのGSG-2に定められたものと比較すると、その1/2

となっており除染等を要する対象を判断する基準として高すぎるものではないと考えています。

- ・ スクリーニングは、事故の発生した施設から遠い避難先等で行うことから、バックグラウンドの放射線量は低いものと考えられますが、靴や衣服に付着した放射性物質が周辺に一部存在する等の可能性もあり、一定程度のバックグラウンドの上昇も勘案した設定が適切であると考えています。
- ・ なお、本指針では、短半減期の放射性物質の寄与の減少等を考慮し、1カ月後にはOIL4の値を引き下げることとしています。

県としては、原子力災害対策にかかわる科学的、専門的な事項については、県が独自に判断するというより、国が示す指針等の考え方に基づいて行う必要があると考えています。

【11】離島住民の不安はまったく解消されない

(59) 長崎県壱岐島では船で博多に逃げる訓練が高波のため2年連続で中止になった。県は旅客船協会と協定を締結したが、事故時にどう安全に避難できるのか、住民の不安はまったく解消されない。放射能汚染によって、住民の戻れない島になるかもしれないことを住民に説明しているのか。

(答)

離島が所在するUPZ(5~30km圏)においては、全面緊急事態となった場合はまず屋内退避をしていただき、万が一放射性物質が放出された場合は、放射線量の測定結果を踏まえ、避難が必要な地域を特定して、避難を実施することとなります。

唐津市の避難計画では、離島からの避難について、最寄港や唐津港等に上陸し、県内の避難先施設へ自家用車や県・市が確保するバスなどで向かっていただきます。

そのため、平成28年3月には、県と佐賀県旅客船協会との間で「災害時における船舶による輸送等に関する協定書」を締結し、原子力災害時における住民の避難に協力を得ることとしています。

ただし、悪天候などのため避難ができない場合も考えられるため、そうした場合に備え、離島の全住民が収容できるよう、放射性物質からの防護機能を付加した放射線防護対策施設を整備したところです。

また、それぞれの放射線防災対策施設には、屋内退避に必要な毛布や簡易トイレなどの物資のほか、過去の定期船の欠航状況(最大3日)を踏まえて、3日分の水・食料を備蓄しています。

こういった離島からの避難や放射線防護対策施設での屋内退避については、毎年実施している原子力防災訓練において、住民の方々に参加いただき、その手順を確認する訓練を実施しています。

【12】山口祥義佐賀県知事の責任は重大である

(60) 知事が同意し、再稼働させれば、原発の危険性は高まる。

知事は使用済み核燃料の処分場について「新たなものは受け入れたくない」と発言したが、再稼働すれば、核のごみをまた増やし、10万年先の未来に負の遺産を押しつけることになる。

知事が同意し、再稼働した後、事故が起きれば、長崎、福岡のみならず世界中の住民をも巻き添えにすることになる。

避難計画は被ばく計画である。犠牲になるのは住民である。

それでも再稼働やむを得ずというのか。私たちは、受け入れることはできない。

知事はこれらの責任をどうとるのか。

県民の命と生活を守るのが知事の最大の務めだ。国や九電に追従するのではなく、県民を守る意志を示されたい。

(答)

原子力発電所の再稼働の判断については、国・事業者の責任で行われるべきものだと考えています。

玄海原子力発電所3、4号機について、本年1月18日に原子力規制委員会は、新たな規制基準に適合したことを示す審査書を決定し、原子炉設置変更許可が出されました。

この原子炉設置変更許可を受け、1月20日に資源エネルギー庁の日下部長官が来県され、玄海原子力発電所3、4号機の再稼働を進めるといふ政府の方針について、説明し、理解を求められました。

県としては、

- ・ 原子力発電については、何よりも県民の安全が大切であることから、稼働している、稼働していないに関わらず、県として、現に存在している玄海原子力発電所と真摯に向き合い、国や事業者の動向を注視しながら対処していかなければならない。
- ・ このため、この問題に対しては、真摯に、愚直に、まっすぐに、また、プロセスを大事に丁寧に取り組んでいく

という考えで対応してきたところです。

玄海原子力発電所の再稼働については、県民の間にも様々な意見があることから、

- ・ 県内5地域での県民説明会の開催
- ・ 県のホームページにおける御意見の受付
- ・ 県内13か所での御意見箱の設置
- ・ 県内各界の代表の方々から意見を聴くための「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会」の設置
- ・ 原子力規制委員会の審査書の内容について、専門家の技術的・専門的なアドバイスをいただくための「原子力安全専門部会」の設置及び委員以外の専門家の方々からの意見聴取
- ・ GM21ミーティングにおける全ての市町長からの意見聴取

といった様々な形で県民の意見をお聴きするとともに、こうしていただいた意見については、全て公開してきました。

また、原子炉設置変更許可申請に関する国の審査結果について、県としても専門家のアドバイスを得ながら「国において新たな規制基準に適合していると認められたこと、すなわち、玄海3、4号機の運転に当たり求められるレベルの安全性が確保されているということ」を確認しました。

さらに、再稼働を考える上で極めて重要としていた県民の代表である県議会では、エネルギー情勢等を踏まえ、当面、原子力発電に依存せざるを得ないこと等から、再稼働の必要性が認められるとの意思が示されました。

このようなプロセスでいただいた様々な意見、国や事業者の姿勢や方針、県議会の決議などを総合的に勘案し、4月24日に「今回の再稼働については、原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ現状においてはやむを得ない」と判断したところです。

なお、昨年12月の原子力防災会議において、安倍首相は、「万が一、原発事故が起きて、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務です。責任をもって対処してまいります」と述べられています。

また、平成29年1月20日に国から提出された経済産業大臣名の文書において、「再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する」とされていることから、再稼働について、政府として責任をもって対処することが明確になっていると考えています。

今回の福島事故においても、国が復興庁を設置するなどして、風評被害対策、帰宅困難者の問題など、様々な課題に取り組まれているところであり、今後、万が一事故が発生した場合には、国は責任をもって対処されるものと考えています。

県としても、県地域防災計画のほか関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画を策定しており、万が一、原子力災害が発生した場合には、これらの計画に沿って、国や関係機関と一体となって実際の災害状況に応じた対策を実施します。